

Joel Best のレトリック分析を応用したクレイムの相互作用の分析

「表現の自由」をめぐる論争を事例として

東京大学大学院学際情報学府博士課程 佐藤寿昭

社会問題の構築主義アプローチが方法論として有効になりうる問いのひとつに、「社会問題」を「一種のディベートの空間として捉えたときに、どのような言説やレトリックが有効になるか、あるいは行き詰まりうるか」（赤川 2012: 131）というものが考えられる。この問いに答えるためには、前提として「ディベートの空間」、すなわち「相互作用的な解釈実践」（Holstein & Miller 1993=2000: 115）としての「社会問題」のプロセスを操作的に可視化し、それを記述する方法論が必要である。

「社会問題」のプロセスを記述するため、社会問題の構築主義アプローチは様々な方法論を鍛えてきた。本発表では、その中からクレイムを「前提 (Grounds)」、「論拠 (Warrants)」、「結論 (Conclusions)」という三要素に分解することを提案した Joel Best (2008) のレトリック分析に着目し、その応用可能性を検討する。

Best は、自身の方法論を用いて行った事例研究 (Best 1987=2000) において、クレイムを三要素に分解したのちそれぞれの要素を単体で抜き出してリスト化している。しかし、このやり方ではそれぞれの要素がどのような文脈のもとで申し立てられたのかという点を捨象してしまう。これでは、「相互作用的な解釈実践」としての「社会問題」の分析とは距離が離れてしまう。

一方で、「前提」、「論拠」、「結論」という Best の三要素は、いくつかの問題を孕んではいるものの、実際の事例において申し立てられたクレイムの構造を明快に記述することができる。本発表では、この特長を活用することで、実際の事例においてクレイムがどのように連鎖していったのか、すなわち、複数のクレイム間でどの要素が共有されていた／共有されるようになったのか、解釈が分かれていた／解釈が分かれるようになったのかを分析する際に、Best のレトリック分析が有用な方法論のひとつになりうるか否かを検討したい。

たとえば赤川学 (2012) は、上掲のような着想で Best の方法論を日本のマンガ性表現規制の法規制をめぐる論争の事例分析に用いている。赤川の分析によると、1990 年代に起きた規制論争では「青少年の保護／表現の自由」というふたつの「論拠」の二者択一というのが規制賛成派／反対派の対立点であった。しかし、2010 年に起きた規制論争では、ふたつの「論拠」はいずれも否定できないものとして両派に共有されるようになり、その二者択一を対立点とするようなクレイムはほとんど申し立てられなくなったことを指摘している。このように、Best の方法論を応用することで、実際の事例の文脈に即したクレイムの相互作用を記述しやすくなる可能性が高い。

本発表でも近年の日本のマンガ性表現の法規制をめぐる論争を事例として Best のレトリック分析を用いたクレイムの相互作用分析の可能性について検討していく予定である。

文献

赤川学, 2012, 『社会問題の社会学』弘文堂.

Best, Joel, 1987, "Rhetoric in Claims-Making: Constructing the Missing Children Problem," *Social Problems*, 34(2): 101-21. (=2000, 足立重和訳「クレイム申し立てのなかのレトリック——行方不明になった子どもという問題の構築」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社, 148-92.)

———, 2008, *Social Problems*, New York: W. W. Norton and Company, Inc.

Holstein, James A. and Gale Miller, 1990, "Rethinking Victimization: An Interactional Approach to Victimology," *Symbolic Interaction*, 13(1): 103-22.